

地区区分の見直しに関する資料

1. 保護管理基準及び地区区分のゾーニングの考え方について

天然記念物「奈良のシカ」の保護管理基準及び地区区分のゾーニングの見直しにあたって、保護すべきシカを明確化し、保護に関するゾーニングの考え方を整理する必要があることから、以下に整理した。

(1) 保護地域のタイプについて

IUCN（国際自然保護連合）では保護地域を6つのタイプに分類している（表1）。この分類は、管理の介入の度合いを反映している。1～3のカテゴリーでは、厳格な保護が必須であり、自然の過程が一番重要となる。2と3のカテゴリーは、自然保護とビジターの便宜を結びつけることを位置づけている。4のカテゴリー、事実上管理された自然保護地区では、管理者は、生物種や生息地を保護し、もし必要ならば、回復するために介入する。5のカテゴリーは、農地や、他の形態の土地利用と共に、文化があり、人が生活している景観の保護について管理され、6のカテゴリー（持続的な利用保護地域）は、主に地域の人々の利益のため、天然資源が利用できるよう、慎重に設定された保護地域である。

「奈良のシカ」については、「カテゴリー3 天然記念物」に当てはまるが、鹿害訴訟の和解条項による保護管理のための区域区分が設定されている現状を鑑みると、「カテゴリー4 種と生息地管理地域」に当てはめることが妥当であると考えられる。

表1 IUCNによる保護地域の6つのタイプ

カテゴリー1	厳正保護地域 原生自然地域	学術研究若しくは原生自然の保護を主目的として管理される保護地域
カテゴリー2	国立公園	生態系の保護とレクリエーションを主目的として管理される地域
カテゴリー3	天然記念物	特別な自然現象の保護を主目的として管理される地域
カテゴリー4	種と生息地管理地域	管理を加えることによる保全を主目的として管理される地域
カテゴリー5	景観保護地域	景観の保護とレクリエーションを主目的として管理される地域
カテゴリー6	資源保護地域	自然の生態系の持続可能利用を主目的として管理される地域

(2) ゾーニングの手法について

国立公園や世界遺産、ユネスコエコパークなど多くの保護地域の設定に際しては、保護中心地域を設定し、その周囲を緩衝地域として取り囲み、保護中心地域外からの影響を緩和するゾーニングの手法が多く採用されている。また、ユネスコエコパークでは保護中心地域を「核心地域」とし、その周囲を「緩衝地域」、さらにその外側に「移行地域」を設け、保全と調和した地域社会や経済の発展が図られる地域を設けるゾーニングを行っている（図1）。

「奈良のシカ」についても、古来から春日大社の神鹿として保護されてきた歴史的経緯を踏まえ、保護すべきシカの保護の中心となる地域を設定し、表2に示す保護管理区分に整理し、保護を強化することとした。

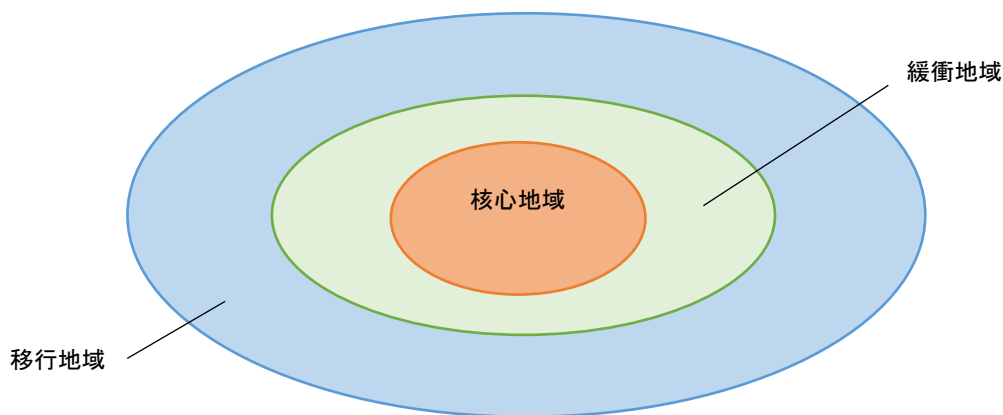


図1 ユネスコエコパークにおけるゾーニングの考え方

表2 「奈良のシカ」の保護・管理地区の地区区分とユネスコエコパークゾーニングの対応

保護管理区分		地区区分	ユネスコエコパークのゾーニング
保護地区	重点保護地区	新A地区	核心地域
	準重点保護地区	新B地区	核心地域
	保護管理地区	新C地区	緩衝地域
管理地区		新D地区	移行地域

2. 地区区分のゾーニングの見直しについて

地区区分の見直しについては、より保護が強化されるように、表3に示す見直し方針に従い検討した。また、それぞれの根拠となる情報について表4にまとめた。現行の地区区分を図2に、新たに見直した地区区分（案）を図3に示した。

表3 保護・管理地区の地区区分のゾーニングの見直しの方針

見直しの方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 古来から、「神鹿」として愛護されてきた春日大社境内、奈良公園及びその周辺に群棲するシカを「保護すべきシカ」として、その生息中心域を「重点保護区域」とする。 ● 保護の中核となる「重点保護地区」および「準重点保護地区」の周囲に緩衝地域となる「保護管理地区」を設定する。 ● 神鹿殺傷禁止地域や天然記念物申請時の範囲等の保護に関する歴史的に根拠となる資料を基に区分する。 ● 現行の地区区分を活かしながら区分する。 ● 現行の地区区分における保護レベルを下げる見直しは行わない。 ● 地形（河川、尾根等）や道路等、わかりやすいものを区分線とする。
--------	--

表4 新たな保護・管理地区の地区区分（案）の見直しの根拠とした情報等

保護管理区分		地区区分	地区区分の根拠とした情報等	拡大したエリア	見直し理由
保護地区	重点保護地区	新A地区	<ul style="list-style-type: none"> ● 春日大社旧境内、東大寺旧境内（主要部分）、興福寺旧境内、元興寺旧境内 ● 奈良公園平坦部 ● 神鹿殺傷禁止区域（明治23年）の上記区域 	<ul style="list-style-type: none"> ● 元興寺旧境内 	天然記念物の趣旨に沿うと考えられる範囲が、これまでの地区区分に入っていなかったため、趣旨に即して広げた。
	準重点保護地区	新B地区	<ul style="list-style-type: none"> ● 春日山原始林、若草山、芳山 ● 東大寺旧境内（一部） ● 奈良公園山地部 ● 神鹿殺傷禁止区域（明治23年）の上記区域 	<ul style="list-style-type: none"> ● 東大寺旧境内（一部） ● やすらぎの道の東側 ● 能登川の北側 	従来C地区とされていた地区において、A地区のシカが頻繁に出没していて、A地区のシカの通常の行動圏に含まれており、また、過去は保護する地区に含まれていた。
	保護管理地区	新C地区	<ul style="list-style-type: none"> ● 天然記念物「奈良のシカ」申請時（昭和32年）の指定地域 	<ul style="list-style-type: none"> ● 岩井川の北側 ● JR桜井線、奈良線の東側 ● 佐保川、鴻池運動公園の南側 	「保護すべきシカ」の分布周辺地域として、「重点保護地区」、「準重点保護地区」と「管理地区」の緩衝地域とするため、実態に即して見直した。
管理地区		新D地区	<ul style="list-style-type: none"> ● 新C地区の外側区域 	—	—



図2 現行の地区区分

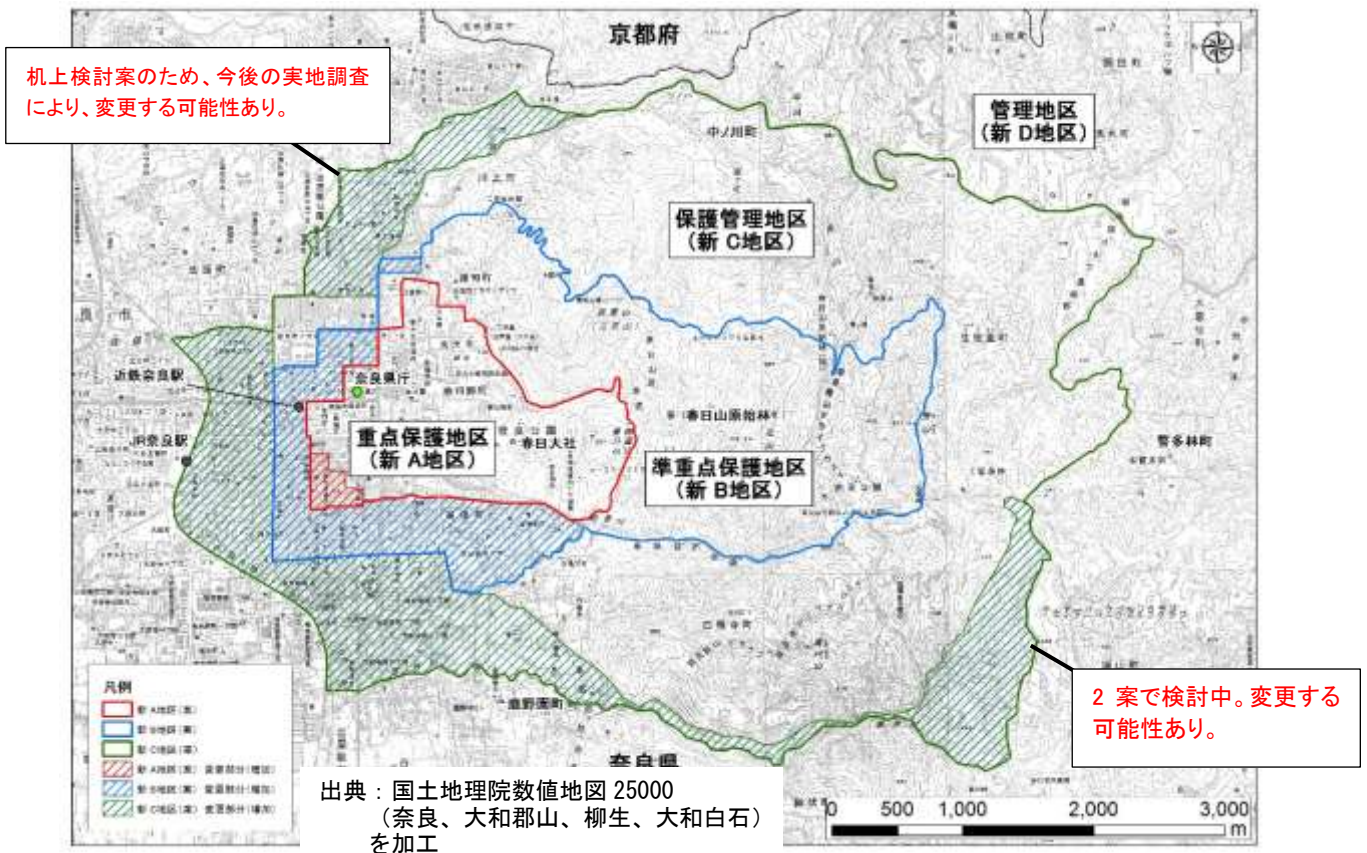


図3 見直した地区区分(案)

※南東部及び北西部は検討中のため変更の可能性あり